

事 務 連 絡

令和7年2月12日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専 務 理 事 山 崎 篤 男

下請債権保全支援事業の延長等について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下請債権保全支援事業については、下請建設企業等の債権を保全することにより連鎖倒産を防止し、下請建設企業等の経営及び雇用の安定を図るため創設され、今日まで広く利用されてきたところです。

本事業は、令和6年度末までの事業となっていたところですが、今般、事業期間の期限を令和7年3月31日から令和8年3月31日に延長し、関係者へ別紙1のとおり通知した旨、国土交通省より通知（別紙2）がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

別紙1 下請債権保全支援事業について（国土交通省→建設業振興基金）

別紙2 国土交通省通知文

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp